

2021年12月7日

株 主 各 位

名古屋市中村区名駅一丁目1番1号  
シェアリングテクノロジー株式会社  
代表取締役 CEO 森吉寛裕

### 第15期定時株主総会招集ご通知の一部修正について

2021年12月7日付にて、株主の皆様へ送付いたしました当社「第15期定時株主総会招集ご通知」の記載内容に誤りがございましたので、ここにお詫び申し上げますとともに、下記のとおり修正させていただきます。なお、修正部分には下線を付しております。

#### 記

【修正箇所 1】「第15期定時株主総会招集ご通知」10ページ  
第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 注記

#### 〈修正前〉

7. 当社は、各社外取締役候補者との間に会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額となっております。各社外取締役候補者が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。

#### 〈修正後〉

7. 当社は、各監査等委員である取締役候補者との間に会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額となっております。各監査等委員である取締役候補者が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。

事業報告 2.会社の状況に関する事項

(3)会社役員に関する事項

〈修正前〉

④取締役の報酬等の額

| 役員区分                      | 報酬等の総額<br>(千円) | 報酬等の種類別の総額(千円) |                | 対象となる<br>役員の員数<br>(名) |
|---------------------------|----------------|----------------|----------------|-----------------------|
|                           |                | 基本報酬           | ストック・<br>オプション |                       |
| 取締役<br>(監査等委員及び社外取締役を除く)  | 46,587         | 46,000         | 587            | 3                     |
| 監査等委員である取締役<br>(社外取締役を除く) | 1,200          | 1,200          | —              | 1                     |
| 監査等委員である社外取締役             | <u>704</u>     | <u>704</u>     | —              | 3                     |

〈修正後〉

②取締役の報酬等の額

| 役員区分                      | 報酬等の総額<br>(千円) | 報酬等の種類別の総額(千円) |                | 対象となる<br>役員の員数<br>(名) |
|---------------------------|----------------|----------------|----------------|-----------------------|
|                           |                | 基本報酬           | ストック・<br>オプション |                       |
| 取締役<br>(監査等委員及び社外取締役を除く)  | 46,587         | 46,000         | 587            | 3                     |
| 監査等委員である取締役<br>(社外取締役を除く) | 1,200          | 1,200          | —              | 1                     |
| 監査等委員である社外取締役             | <u>7,040</u>   | <u>7,040</u>   | —              | 3                     |

【修正箇所 3】「第 15 期定時株主総会招集ご通知」 20 ページ

事業報告 2.会社の状況に関する事項

(3)会社役員に関する事項

③責任限定契約の内容の概要

〈修正前〉

当社と社外取締役は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償額の限度額は、法令の定める額としております。当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行において善意かつ重大な過失がないときに限られます。

〈修正後〉

当社と監査等委員である取締役は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償額の限度額は、法令の定める額としております。当該責任限定が認められるのは、当該監査等委員である取締役が責任の原因となった職務の遂行において善意かつ重大な過失がないときに限られます。

以上